

## 委託契約書（案）

島根県（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、特殊詐欺被害防止コールセンター業務の委託について次のとおり契約を締結する。

### （委託の内容）

第1条 委託者は、特殊詐欺被害防止コールセンター業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

### （委託業務の処理方法）

第2条 受託者は、別添「特殊詐欺被害防止コールセンター業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）により、委託業務を処理しなければならない。

2 受託者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、委託者の指示を受けるものとする。

### （委託料）

第3条 委託者は、委託業務に対する委託料として、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）を受託者に支払う。

2 委託者は、前項に定める委託料を10回に分割し、別表「分割支払表」のとおりに支払うものとする。

### （委託期間）

第4条 委託の期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

### （契約保証金）

第5条 (A) 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、免除する。

(B) 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、金〇〇〇〇円とする。

### （委託業務の報告）

第6条 受託者は、毎月1ヶ月分の委託業務の実施状況について、翌月10日まで（10日が土日又は休日となる場合は、土日又は休日明けの初日までに、3月分は3月31日）に「業務実績報告書」（月報）（以下「実績報告書」という。）を委託者に提出しなければならない。

### （検査）

第7条 委託者は、前条の実績報告書を受理したときは、その日から10日以内（3月分は3月31日）に委託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 受託者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

### （委託料の支払）

第8条 委託者は、前条の検査を終了した後、受託者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

### （履行遅滞）

第9条 受託者は、正当な理由によらないで第4条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、委託者が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗

じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

- 3 委託者が第7条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、委託者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

（個人情報保護）

- 第10条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（損害賠償）

- 第11条 受託者は、正当な理由によらないで委託業務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

- 第12条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が債務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき
  - (2) 受託者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
  - (3) 受託者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
  - (4) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
  - (5) 受託者がこの契約に違反し、委託者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
  - (7) 受託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき
- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

（違約金）

※第5条（契約保証金）で(A)を用いる場合

- 第13条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

※第5条（契約保証金）で(B)を用いる場合

- 第13条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 委託者は、第5条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

- 3 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項

に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第14条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第15条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(費用負担)

第16条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、委託者及び受託者両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 島根県松江市殿町8番地1  
島根県  
島根県警察本部長 丸山 直紀

受託者

別表

## 分割支払表

| 月 別      | 支 払 額 | そ の 他            |
|----------|-------|------------------|
| 令和7年6月分  | 円     | うち消費税及び地方消費税の額 円 |
| 令和7年7月分  | 円     | うち消費税及び地方消費税の額 円 |
| 令和7年8月分  | 円     | うち消費税及び地方消費税の額 円 |
| 令和7年9月分  | 円     | うち消費税及び地方消費税の額 円 |
| 令和7年10月分 | 円     | うち消費税及び地方消費税の額 円 |
| 令和7年11月分 | 円     | うち消費税及び地方消費税の額 円 |
| 令和7年12月分 | 円     | うち消費税及び地方消費税の額 円 |
| 令和8年1月分  | 円     | うち消費税及び地方消費税の額 円 |
| 令和8年2月分  | 円     | うち消費税及び地方消費税の額 円 |
| 令和8年3月分  | 円     | うち消費税及び地方消費税の額 円 |
| 合 計      | 円     | うち消費税及び地方消費税の額 円 |